

# 徳島県環境影響評価審査会 令和2年度第2回 会議録

- 1 日 時  
令和2年6月25日（木） 9時から12時まで
- 2 場 所  
徳島県庁10階 大会議室
- 3 出席者  
委員 20名中18名出席

## 【会議次第】

### 【議事概要】

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- (1) (仮称) 那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する審査会の意見について
  - (2) (仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する審査会の意見について
- 

(事務局による環境影響評価制度及び徳島県環境影響評価審査会の目的の説明)

- (1) (仮称) 那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する審査会の意見について

(事務局による答申案の説明)

(会長)

議論の進め方ですが、まず答申案の各項目ごとに意見を頂戴し、その後全体について意見を頂戴するという形をお願いしたいと思います。

それでは、まずは総論の部分について、意見等ありましたらお願いします。

(委員)

景観等に対する評価がなされていないという表現がありますが、配慮書の段階で評価という言葉を使うのは適切なのでしょうか。そもそも配慮はされていないということなのではないのでしょうか。すべての項目に関してなのですが、これは配慮書の段階なわけですから、評価の前の段階で、こういうことに配慮が必要だ、こういうことに配慮してください、というような言い方が適切かと思えます。

(委員)

微妙なところかと思うが、配慮書は基本的には既存の情報を活用して調査・整理することになるが、今回の配慮書はミスが多かったり、評価すべきところが評価されていないものが非常に多かったので、そういうことを鑑みると評価できていないという表現は問題ないと思います。

(委員)

委員のお手元に、私が所属する日本生態学会の中国四国地区会学会地区会からの要望書を配布させていただきました。総会で承認されて県知事、環境大臣、経済産業大臣あて送付したのですが、今回の審査会意見とは異なってきますが、「事業実施想定区域における貴重な自然環境の重要性を軽視し、生態系管理を適切に進めるためのデータや評価において科学的な合理性や論理性に欠けている」としており、この点が学会としても、最も注目しているところであります。そのほか、「地域社会との合意形成の際に必須となる重大な項目が計画段階環境配慮書から欠落しており、事実誤認や資料収集の不備も著しく、信頼性が極めて低い。災害誘発リスク、極めて低い陸上風力発電導入ポテンシャルなども加味すると、一般社団法人日本生態学会中国四国地区会として、科学的に合理性のある配慮書の再提出もしくは追加資料の提出を事業者が行うよう、徳島県知事に要望する。そして、再提出もしくは追加資料の提出がなされない場合には、新たな手続きを認めないことを求める。」とあるように、再提出や追加提出があっても良いのではないかと考えております。

(委員)

前回の意見を事務局がまとめておりますが、③、⑦、⑧が答申案で触れられていません。特に、⑦、⑧の住民への説明と縦覧の不備については住民の権利として大事な話と思います。前回は随分審議したんですが、反映されていないのはどういう理由からでしょうか。

(事務局)

御指摘の内容ですが、配慮事項には含まれないのではないかと考えたが、絶対含めてはいけないというものでもないと思うので、その点についても審議いただければと思う。

(委員)

例えば他県では、風力発電事業に関して、インターネットでの図書の公表にあたっては、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供をしてほしいというような知事意見も出ておりますので、徳島県も可能だと思います。前回は議論したとおり、根幹の部分になると

思うので、記載してほしいと思います。

(委員)

前回は植物の部分に関してミス指摘したが、新たにミスを発見しました。配慮書というのは引用文献をきちんと引用してリストを作る必要がありますので、引用文献からの引用はしっかりしたものにしてください。

重要な種の表内で重複掲載が見られるなど、チェック機能のないような企業に大きな事業ができるのか疑問である。チェックできていないということは、非常に問題で、単に直せばよいというものではありません。

(会長)

今おっしゃられた意見を答申にどのように反映させるかという話になってきますが。

(委員)

前回はたくさん意見があったが、配慮書がある程度のレベルに達していないと、中身の議論ができません。あまりに間違いが多いものを前提として、すべて次の段階で直すという論法で良いのか。せめて追加資料の提出を求めるということは総論で議論しても良いかと思いますが。

(会長)

配慮書の追加資料の提出を求めるのか、あるいは修正したものを求めるのかということについて、文言についてはどうなるかということについては、後ほど検討したいと思います。

(委員)

総論において、例えば、「引用文献についても基本的なミスが多数見受けられるので、正確な引用を求める。」といった内容を追加してもよいのではないのでしょうか。

基本的なミスが散見する点については、計画自体の信用性にも関わってきますし、多くの委員から指摘があったことですから、重大な指摘事項として記載するべきだと思います。

また、先程、委員がおっしゃった図書の公表についても、ぜひ記載してほしいと思います。というのも、徳島県環境影響評価条例の目的が、環境保全への適正な配慮を確保するということではあるが、第2条の定義において、「これらを行う「過程」において」とあるので、過程を重視することが条例の目的に謳われており、形式的に規定にある段階を踏んでいくのは良いのですが、あくまで手続き的に透明化、当たり前の説明、情報開示を前提として進められるべきものですので、それがされていないということで今回の不満が出ているのであろうと思います。ですので、この点については、ぜひ総論に加えていただきたいと思います。

(会長)

この事業が環境に及ぼす影響について、住民に説明し、理解してもらうことが必要であ

るというような内容を最後の部分に追加するということでよろしいでしょうか。

(委員)

説明義務というような項目で各論に入れて、まとめて総論でも記載するというのがわかりやすいかなと思います。

(委員)

配慮書の内容に不備が多いので、次の段階を見越して、「配慮書の後、計画決定の過程で配慮した結果がわかるように方法書に記載するように。」という他県の知事意見も出ている。追加できないなら、少なくとも「意見をどのように配慮したかというのを方法書に記載してください。」というような記載を提案をしたい。

(委員)

第1回の意見を整理した項目の⑦に、「地域住民に対して十分説明を行い」とあるが、事務局から配慮の項目とされていないという説明があったかと思いますが、今回の区域は生活の環境に非常に近いところにありますので、配慮が必要だと考えています。配慮の項目が十分ではないという書き方もあると思いますがどうでしょうか。

(委員)

確かに、アセスの課程の中では配慮項目にはないと思うが、住民とともに計画を作るとするのは重要な視点なので、事業を進めるに当たって必要と書かれたこと以外の項目への配慮が足りていないということでおっしゃられたのだと思慮します。

⑦については、こういう環境だからこそ必要な項目であるということ、総論で書くのか、あるいは、暮らし等を踏まえてとあるように、景観各論で書くという方法もあると思います。

(会長)

生業と景観との関係ということですね。

(会長)

時間の関係もあるので、各論の部分の検討に移りたいと思います。まず、騒音及び低周波音による影響というところですが、御意見ございますでしょうか。ないようですね。

次は希少生物・生態系に対する影響ということですが御意見どうぞ。

(委員)

動物に対する影響に関して、追加をお願いしたいところがあります。①の2段落目の「また、本事業の実施により、動物の移動経路の分断や餌場の減少等」とありますが、鳥にとっては、大川原から剣山まで風力発電の計画があって、北に行こうとすると、鳥は風車を全部避けないといけない。しかし、避けようにも避けようにもずっと剣山の左に行くか、

大川原の右側に行くかしかないということになってしまいます。各事業の影響というのは  $1 + 1 = 2$  ではなく、掛け算になってくるわけです。そこで、文案としては「大川原高原から連続する風車の累積的影響」というような文言が考えられますがいかがでしょうか。累積的影響には配慮が必要ですし、そういう文言を記載すべきだと思います。

(会長)

大川原ウィンドファームとユーラス上勝・神山ウィンドファームですが、その二つですね、それから今、計画されているのは天神丸風力発電事業がありますけども、既設及び計画中のものとの累積的な影響ですね、今のを加えるということよろしいでしょうか。

それでは次の(3)水環境と人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響について、御意見ございませんでしょうか。

(委員)

細かい内容ですが、3行目の「当該計画区域に近い家屋では谷水や井戸水を使用しており」とありますが、地域一帯が使っているものですので、家屋ではなく、地域一帯という表現の方が良いかなと思いますがいかがでしょうか。上勝町内の住民のほとんどは山の水で暮らしていると言って良いと思います。

(委員)

家屋と書くと、生活用水として使っているというふうに捉えられかねません。那賀町にしても上勝町にしても、農業にも山の水を使っておりますし、山から水が湧いているのが特徴ですので、計画区域においては、集落での生活や生業に谷水や井戸水を使っているみたいな表現を入れておいた方が良いのではないかと思います。そういう表現にしておいた方がその水が何に使われているからこういう影響が出るというのも明確に示せるんじゃないかなというふうに思いますが。

(会長)

工業はありませんか。

(委員)

下に降りて来れば材木製材業等もあると思いますが。

(会長)

そうすると例えば、「当該計画区域における集落では生活や農業などの生業に谷水や井戸水を」という表現が適当でしょうか。

(委員)

「当該計画区域の地域では、生活や農業、産業等に谷水や井戸水を使用しており」というふうにするのはいかがでしょうか。生業という言葉を入れるかどうかということはある

りますが。

(委員)

先程言われたところですが、「当該計画区域及びその周辺の」とした方が、周辺の区域をも含むものとして、広く解することができるので良いかと思えます。

(会長)

「谷水や井戸水を使用しており、谷水を使ったアマゴの養殖も行われている。」というような記載はどうでしょうか。分かる人には分かることなのですが、アマゴの養殖を行うためには水がきれいな必要がありますから。

(委員)

今お話した部分ではなく、「これらの山林を開発することは」という3段落目のところの「触れ合いの活動の場にも影響を与えることが懸念される」というところに加えて、かなり上流での開発になるので、ここでの開発が下流にも影響を及ぼす可能性が懸念されるという、流域思考の一文を付け加えた方が良いのではと思います。「水環境や人と自然との触れ合いの活動の場」というところに、その河川の水供給の変化を通して、勝浦川や那賀川の流域全体のというような一言を付け加えておいた方が良いのではというふうに思います。

(会長)

川の水環境というよりも流域という考え方ですね。流域とした場合にはその川の周りの地域も含むことになりますので。「勝浦川や那賀川流域の水環境」という表現では弱いでしょうか。

(委員)

それでも十分伝わるかと思えます

(委員)

同じところなんですけど、「河川への水供給の変化を」なんですけど、なんとなく量的なことをイメージするので、水供給や水質の変化、具体的には濁りを意識してるんですけど水質とか入れた方が良くないかと思いました。

(会長)

河川への水供給というのは逆にどういう概念になりますかね。

(委員)

ここで使われているのは量的なイメージがあるのかなと思っていましたが。

(会長)

それでは（４）景観に関する影響へ議論を移したいと思います。

景観に関する影響ということですが、これにつきましては先程ちょっと御意見がありましたように、生業との関係が２段落目に記載されているんですが、もう一度お目通しただいて御意見いただければと思います。

（委員）

１行目に「棚田」と書かれています。これだと棚田だけに気をつければ良いというようにとらえられかねないので、「棚田等」としてほしいです。実際には林業などもありますし、上勝には「いろどり」などもありますので、まずここに「等」という一言を入れてほしいです。

他にも、「景観」というと見た目だけの話と思われがちですが、生業も大事ですし、徳島のお遍路や山岳信仰といった、自然と密接に関係している暮らしの目に見えない関係みたいなもの、当然見えないからこそ配慮されないという実情があるので、もしここに入れられるのであればそういう山岳信仰だったり、例えば住民がどういう暮らしをしているのかっていうところを文言として入れられたら良いなと個人的には考えています。

（会長）

棚田だけではないということですね。何か良い言葉はありますでしょうか。

（委員）

檜原の棚田に関してですが、重要文化的景観は、集落の景観を保存するというふうな書き方をしております。棚田及び集落、集落そのものが重要文化的景観だというふうな書きぶりをしているので、是非、人の暮らしのある集落は守るべき価値があるというふうな書き方をしていただけたらと思います。

（会長）

棚田だけではなく、集落という表現を付け加えたらどうかという御意見でしたので、追加するというごことをお願いします。では、信仰についてはいかがでしょうか。

（委員）

歴史と信仰と文化という表現にしてはどうでしょうか。

（委員）

民俗学的知見を取り入れるかどうかというところでしょうか。そこまで言って良いのかどうかというのはありますが。

（会長）

そこまでいくと強いですかね。

（委員）

檜原の景観の保存活用の調査の時には、信仰、歴史の調査もされました。この地域には、昔の人はやおよりの神を祀っていたというふうなことが残っていて、山の神が家の周りに何箇所もあるだとか、昔は尾根筋が重要な道だったので尾根筋の道に入るところには必ず神様がいらっしゃるということです。歴史文化というか、その昔の道がどこであったとか、そこにどんな神様がいらっしゃったとかといった、そういうふうな調査は、生活集落の保全という観点から、含めても良いのかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

（会長）

今、歴史、文化、民俗学的知見といったフレーズも出てきましたが、信仰といったことを記載するかどうかというところですね。

（委員）

文化的サービスという言葉があると思うんですけども、その辺をうまく利用して、信仰という強い表現ではなく、文化的なサービスを維持するための配慮というような表現はいかがでしょうか。

（委員）

景観に関する影響においては、その主要な眺望点景観及び景観資源に関することをコメントすることになりますので、例えばこの2文目の「守るべき価値がある。」と「しかし」の間に、2文目として、「またその地域の雄大な自然は歴史的にも地域住民の信仰対象ともなってきた。」などの一言を入れるなどすれば、先程から提案されてる御意見はある程度反映されるのかなとも思いますがいかがでしょうか。

景観資源というのは資源ですから、単に目に見えるものを保全しようということではなくて、それが信仰の対象となってきたり、あるいは観光などにも利用されたり、色々な意味での資源になるので、信仰の対象になってきたというところを重視して、答申に反映させたいということであれば、そういう歴史がありますよということを一文入れていただければ良いかなと思います。

（会長）

ありがとうございます。

それでは、その文案をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

「守るべき価値がある。」の次に、2文目として、「また、当該計画区域の雄大な自然は、歴史的にも地域住民の信仰対象ともなってきた。」というような趣旨の文を入れていただければ、歴史的、民族学的にというような視点からの意見を述べるができると思います。

（会長）

信仰とかいう言葉はちょっと強いんじゃないかという意見もありました。歴史文化ぐら



いでは弱いでしょうかね。

(委員)

私は信仰という言葉を入れても良いのではないかと思うんですね。その山自体を昔から信仰の対象としているので、はっきり言ってしまっても良いのではないかと思います。

(会長)

審査会としては、信仰という言葉を入れる方向で文言を考えるということさせていただきます。他にこの景観に関してございますか。ないようですね。

それでは、次の、「(5) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響」について御意見を申し上げます。

(委員)

タイトル自体をちょっと変えていただいた方が良いかなと思います。自然環境に対する影響というふうにぼかさずに、「災害リスク」というような言葉をはっきり使うほうがわかりやすいんじゃないかなと思います。併せて、総論にも「災害リスク」という言葉を入れておく方が良いのではと思います。

今日追加で配布のあった要望書にもありますが、そもそも第1回審査会の時にも災害リスクが懸念されるということをはっきり指摘されていたと思います。計画区域は、かなり急峻な場所で工事の段階から災害リスク、土砂災害だけではなく、例えば南海トラフ級の地震が起こった時にこの地盤で耐えられるのかとか、そういう工事前後において懸念されることが多いので、はっきり災害リスクがあるという文言を入れた方が良いと思います。

(委員)

そのタイトルの変更には私も賛成します。

(委員)

私も「災害リスク」と記載する意見については全く異論はないのですが、例えばその土地改変だけではなく、今般、新型コロナウイルス感染症のリスクが言われておりますので、例えば、⑧の配慮書の縦覧についてに関しても、コピーおよび写真撮影を可能とするなど縦覧者への配慮に関する記載もあって良いのかなと思います。

(委員)

話を戻して申し訳ないのですが、確かに(5)の記載内容を見ると、「災害リスク」というタイトルに変更した方が、地域の危険性がより明確になって良いかと思えます。一方、道路の改変については、そのことが及ぼす災害リスクだけではなく、改変した後の利活用についても配慮書の段階で記載すべき事項であると個人的には考えていて、その内容をここにに入れてはどうかと考えていました。改変に伴う自然環境への影響ということであれば、改変後のことまで事前に計画を立てるべきであるという内容を入れたいなと思っていたのですが、ここを災害リスクというタイトルにして災害の危険性ということを明確にしてし

まうのであれば、私が述べた内容については、景観の部分に入れるのが一番良いのかなと、今考えたところですが。例えば、前回の審査会の意見②や特に意見⑦ぐらいに関係してくるのかなと思うんですけども、輸送路や残土処理計画について配慮を行うべきであるということで、改変後の利活用についても事前に検討した上で住民と考えていくべきである旨の記載を、景観に関する影響の部分に記載してもよいのではと思います。

(会長)

環境影響評価ということになりますので、表現をどうするかという問題はありますね。

(委員)

おっしゃるとおりでして、どの部分にどのような表現で記載するのか、また配慮書の段階でそこまで言うて良いのかというところに迷いはあるのですが、一方、今回は特に地域の生業という点について、非常に懸念する意見があることを踏まえると、一步踏み込んでそこまで言うても良いのではという気持ちもありますので、是非どこかに記載させていただきたいところです。

(会長)

確かに環境といいますと、自然環境のウェイトが大きいイメージがありますが、個人的には社会環境も含まれると考えております。こういう施設を造って、例えば道路を整備したとすると、それは後の社会環境にも影響を及ぼすものですから、個人的にはそういうことも含めて良いと思ってるんですけどね。委員の皆さんがどう考えるかというのがありますけど。

災害リスクが高まるということは指摘しておいた方が良いでしょうので、(5)については、「土地の改変に伴う災害リスクの増加」とすべきでしょうか。災害リスクが果たして環境に当たるのかということについては意見が別れるところでしょうが。

(委員)

「災害リスクの増加と自然環境に対する影響」のように、並べて書けば良いと私は思うのですが。

(会長)

表現が難しいところですね。利活用については検討事項としましょうか。

続いて、配慮書の縦覧についてですが、「事業実施を行うことによる環境影響について地域住民の理解を得るような縦覧方法の採用や説明会を行なってください。」ということでした。環境影響について、皆さんに理解をしてもらうことが必要であるということで、先程、また前回の審査会でも御指摘がありました。実例としては先程他県の知事意見も御紹介いただきました。

(委員)

他県の知事意見では「なお、インターネットでの図書の公表にあたっては、法に基づく

縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。」とされております。

(会長)

制度上はウェブページへの掲載が良いのですが、画面上での閲覧はなかなか不便ですので、やはり印刷を可能にしてほしいということですね。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、縦覧の方法等についても工夫してほしいということですね。

(委員)

他県の知事意見では、「本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、事業を進めるにあたっては地域住民の理解を得るよう最大限の努力を行うこと。」と前段に基本姿勢を書いた上で、先程の表現が続く形になっています。

(会長)

前例に引きづられることにはなりますが、よく練られた文章だと思いますので、そのような趣旨の文言を加えるということですね。それでは、追加するというご願ひします。

(会長)

それでは、総論の記載について審議したいと思います。  
頂戴いたしました意見としては、配慮書の引用文献などの内容の精度にかかる要望、図書の公表や説明会など住民への説明責任について、総論に記載するかどうかということでした。

(委員)

追加の資料が無理ならば、今後、事業の計画が進む過程で、様々な意見をどのように汲み取って、どのように方法書へ反映させたかというプロセスが大事という意見がありました。プロセスを皆に分かるようにしてほしいと思います。

(会長)

それでは、議論させていただきたいと思います。

「今後、事業の計画が進む過程で、様々な意見をどのように汲み取って、どのように方法書へ反映させたのか、寄せられた意見に対して、どう配慮して対応しているかということについて次の段階ではそれを示してください。」という文言を入れるということでした。

それに関連して、配慮書内での内容の誤りや引用が不正確であるとの指摘に対してどう対応したかということについて次の段階では示すことというようなことを記載するというのはいかがでしょうか。

よろしいですね。

更にもう1点、環境への影響について、この環境には社会環境も含むという意見があり

ましたが、そういう広い意味での環境に与える影響に関して、地域住民の理解を得ることが重要であり、その方法としては公開説明会の他に、インターネット等での資料の公表があり、その資料をコピーできるようにしてほしいということでした。この内容については、文言等は他県知事意見なども参考に、事務局と私で作成させていただき、各論のところで述べさせていただくということですのでよろしいでしょうか。

よろしいですね。

## (2) (仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する審査会の意見について

### (事務局による答申案の説明)

(会長)

まず最初に、前回、土地の購入に関しての質問がありましたが、事業者から今日御回答いただけたということですのでお願いいたします。

(事業者)

グループ会社の土地の取得の経緯を確認しました。あまり詳細な情報は得られなかったのですが、全部で7筆の土地がその地区に該当しまして、後に説明資料として書かせていただきましたとおり、三好市在住の方から2018年の7月25日に土地を購入しました。別途資料をつけさせていただきましたが、日本アジアグループの決算の資料でございまして、日本アジアグループのホームページに掲載されているものを抜粋したのですが、ここに取り組んでいる森林活性化事業について書かれております。この活性化事業の中の一つの山林の一部というふうに捉えていただければと思います。

(委員)

約2年前に取得されてるということなのですが、具体的にこの計画地域もしくはその周辺で、添付資料にあるような林業活性化事業は既にスタートしてらっしゃるのでしょうか。

(事業者)

詳細なことは私も存じてないのですが、実は購入してすぐに集落南側からの集落までの道が崩落し、また、橋梁工事が始まったこともあり、その奥の方まで手をかけられなかったというふうに聞いております。

(委員)

この取得済みの土地についてはアクセス道路が崩壊したので具体的には活用できてない状況ということですね。であるならば、もっと大規模な風力発電事業を行う際にいろんな土地の改変を伴うと思うんですが、もうすでに崩落しているような土地とかその周辺の地

域について、大規模な事業を行うことの危険性、リスクなどについて社内で議論されているのでしょうか。

(事業者)

詳細なところは全然されていないと思います。

(委員)

先程申しましたことに付け加えるんですけども、この配慮書を見ると石立山に影響があるというような想定で配慮書が作られていると思うんですね。石立山というのは、ここだけにしかない植種が沢山ありますので、本当に石立山にまで影響があるのか非常に心配です。私の方から色々意見を述べさせていただいておりますが、恐らく影響は石立山までおよばないと思い、石立山については取り上げていません。事業は石立山に大きく影響するのでしょうか。

(事業者)

今現段階で判断できるだけの情報がないので判断はできませんが、距離的なことを考えると影響しないだろうと考えております。今後、現地確認を含めて調査したいと考えております。

(委員)

この配慮書に記載されている植物は石立山の植物がほとんどなんですよ。植物相の把握に使用した資料として上那賀町誌が入っていますが、事業区域になっている旧の海部町とか海南町とかの町誌が全然上がってきていないのは何か理由があるのでしょうか。

(事業者)

現段階では植物相の把握に使用しておりませんでした。

(委員)

非常に判然としない。石立山が入るのであれば、石灰岩地の徳島県の一番大事なところが影響範囲に入っていくことになるので、石立山の植物も想定してこの中に入れるよう見直しをしなければいけないなと思います。

(委員)

決算資料をいただきましたが、日本アジアグループとJAG国際エナジーとはどういう関係なのですか。

(事業者)

JAG国際エナジーの親会社が、日本アジアグループです。

(委員)

J A G 国際エネルギーは主に何をやってるのですか。

(事業者)

主に発電事業です。再生可能エネルギーに基づく発電事業を行っております。

(委員)

今回の事業の位置づけとしては、合同会社が開発するのではなかったでしょうか。

(事業者)

そうです。合同会社が事業をやる会社になります。

(委員)

中核が J A G 国際エネルギーという会社ですか。

(事業者)

S P C のスキーム図をお示ししたかと思うんですが、そこに書いてあるとおり、開発業務というものを受託させて頂いております。S P C の匿名組合出資という形で J A G 国際エネルギーと、他のいくつかの会社が今回の事業主体である合同会社に匿名組合出資を行う予定をしております。

日本アジアグループは、合同会社に匿名組合出資をする会社の親会社というふうに思っただけだと思います。J A G 国際エネルギーの兄弟会社というか、同じその日本アジアグループに所属している J A G フォレストという会社があるんですが、そこが森林活性化事業に取り組んでおります。

(委員)

引用文献についてですが、上那賀町に石立山は入らないのに、石立山の植物がいっぱい記載されており、植物相の把握に使用した文献は上那賀町誌とあります。正確にお願いします。

(会長)

その資料が違ってるといのはどうでしょう。確認後、委員は修正したものが必要だということですね。

(委員)

大変大事なことです。これを見れば上那賀町に石立山があることになるので、間違いは正してもらう必要があると思います。

(会長)

わかりました。配慮書の差し替えということではなく、修正したものを事業者から事務局の方にお届けいただくということによろしいですか。どう扱うかについては事務局とま

た相談させていただくということで。

（事務局）

経産省にも同じものが出ており、それが一連の手続きにおける配慮書ということになっております。

（会長）

それはそれでよろしいのですが、どこが間違ってるかというのを委員としては知りたいということですね。ですので、修正したものの送付については、もう委員だけで良いかなと思ったんですけど他に必要な方おられますか。

（委員）

引用文献に関して、今は石立山にこだわっておられるんですけど、配慮書の作成に使われた文献というのが、これは昆虫も含めてですけど、ほとんどが町誌、しかもそれも古い。旧の町村が合併して那賀町となりましたが、昔の小さい区分でいうと当然石立山は木頭村に入っているはずで、上那賀町だったら位置が違うとかそういうことが起こってしまいます。とにかく参考にしたものがでたらめなので、それをいちいち突っ込むと全部やり直す、というえらいことになるんですけど、現状では、見てるものがこうなんですとしか言いようがないはずなんですね。高知県の方でも高知県として出てきますけど、こちら辺に居るはずがないものがいっぱい出てくる。配慮書全体としては、信用置けないものであるということと言えますよね。どこかの段階でヒアリングをした時に、こんな本があるから見なさいと言うようなことを全くしてない。そのようなことは第1回審査会でも指摘しましたけども、今突っ込んでもしようがないぐらいひどい内容なものですから。全体をやり直してほしいと前にも言ったと思うんですけど。委員が石立山だけにこだわるということであれば、修正したものを個人的にお送りするということになると思いますが、あまりこだわり過ぎると議論が進まなくなるとは思いますがいかがでしょう。

（委員）

付け足してね、あの植物に対する影響というのが書かれているんですけど、これは私の判断で石立山は入らないだろうと思って石立山のところで石灰岩地は省いてあるんですよ。だから、これが石立山に影響があるんだったらこの石灰岩地というのを大幅に入れないといけないということになる。

（会長）

審査会としては、送付されている配慮書に対しての審査しかできません。間違いがあったとしたら、その指摘はできると思いますが。

（委員）

石立山に影響があるということですが、石立山は離れたところですから入らないと思います。前提が変わってきます。

(会長)

先程事業者からはおそらく影響はないだろうという見解がありました。

(委員)

それでは、入るということでいくんですね。

(会長)

ちょっとそれは困りますね。

(委員)

石立山が影響範囲に入るとなると大変なことです。徳島県の非常に多くの希少種が影響を受けることになりますので。

(事務局)

只今、この配慮書に対して、委員からいろいろな御意見を頂いております。この配慮書というのは、既に事業者によって作成されたものですので、先程、別の委員からも御意見がありましたように、御意見の内容を受けてどのように訂正したかというプロセスを方法書の段階で明らかにするという形で反映していただくというものであろうと考えております。

(会長)

それでは、手続き上は、その様にさせていただくということでよろしいか。

(委員)

石立山は入れるということで良いのですね。

(事務局)

石立山がエリアに入るかどうかというのも、今後事業者がその具体的な地域の計画を考  
える中で、入るか入らないか、その時点でいろんな情報、データを集積して判断される  
と思います。今の段階では委員の方から頂いた意見を基に今後事業者が判断されるもの  
と考えております。

(会長)

委員がおっしゃっているのは、この配慮書をベースに判断するということになる  
と、石立山が影響下に入っておりますので、そうなると、そこに生息してる生物  
に対して配慮する必要があるということを意見として言わないといけないと言  
っているということですね。それから、先程、資料の番号と内容がおかしい  
ということについては、修正した情報は必要ですか。

(委員)



はい

(会長)

それでは、個人的に交渉していただくということによろしいですか。

(委員)

委員がおっしゃっていたことについて、例えば総論などで、事実誤認が疑われる箇所があるというような主旨の指摘をするのはどうでしょうか。例えば括弧書きで「石立山が入るか否かによって植物に対する影響についての意見も変わる」といったことを記載しておけば、委員のおっしゃられていた趣旨は反映されると思いますが。資料の正確さだけでなく、事実誤認も疑われるというようなことを少し入れていただいても良いかなと思います。

(委員)

土地を取得したということで、計画範囲の中に自社所有地を示した図がありますけれども、その部分にちょうど風力発電所が建つような計画になっているわけですね。

(事業者)

JAGグループの会社の所有地ですけれども、これは計画立案段階ですが、その事業実施区域の一部が当たるということですので、これが全てではありません。

(委員)

自分ところの土地に建てるということになっても、環境配慮が必要ということですね。

(委員)

今回頂いた資料を見る限りでは、土地の使用目的が森林活性化事業ということになっていて、その文脈で考えると、いかに森林を保全するか、あるいは活用して森林のサイクルを守っていくかっていうことを目的に取得したというふうに認識するわけですが、そう考えた時に、今回なぜ風力発電に至ったか、その土地の取得目的と今回の事業目的が大きく乖離しているように感じるのですが、なぜ森林の活用のために取得した土地を風力発電で活用するというような計画に至ったのでしょうか。

(事業者)

森林活性化事業という目的で土地を買ったということがまず大前提としてあります。その森林活性化事業に取り組む中で、例えば風力発電事業や水力発電事業などにも併せて取り組めれば、なお一層の利活用になるのかなというのが根本的な考え方としてあります。

風力発電事業を行うためにこの土地を買ったということではなく、あくまでもその森林活性化事業というところが大前提でして、例えば、同じ四国内でも、他に森林をいくつか保有しており実際にそういう活用の仕方もしております。

(会長)

それでは、総論の修正について議論したいと思います。

今後、事業の計画が進む過程で、様々な意見をどのように汲み取って、どのように方法書に反映させたのか、寄せられた意見に対して、どう配慮して対応しているかということについて次の段階ではそれを示してくださいということを入れること。

次に、環境に与える影響に関して、地域住民の理解を得ることが重要であることから、インターネットでの資料の公表の際に、その資料をダウンロードや印刷などができるようにしてほしいということ。

それからもう一点は先程委員からありましたが、石立山を修正の箇所提出だけで済ますのか、それとも石立山についてどうなんだということをごここで明確に記載するかどうかということだと思っておりますがどうでしょうか。

(委員)

私は影響ないと考えましたが。

(会長)

どのような文言を入れますか。

(委員)

徳島県及び環境省版レッドリスト記載の希少植物が多産する地域であって、これはシイカシ林のほうね、その後ろに。

(会長)

総論の部分ですか。それとも各論に入れますか。

(委員)

2ページの②、植物に対する影響というところで、これ実際の設置する地域はシイカシ類が優占する樹林なんですよね。石立山は遠く離れていますが、「徳島県及び環境省版レッドリスト記載の希少植物の多産する地域である。」の次に石立山のことを入れるべきだと思います。表現としては、「当該地域及び近隣地には石灰岩地が多く分布している」などです。特に石立山には石灰岩地特有のですね、イシダテクサタチバナ、これ植物名です。それからこの文書ではテリハアザミになっているが、イシダテアザミとすべきです。これは石立山以前はテリハアザミだったが、新種になって今はイシダテアザミになったものです。そういうところもチェックできていませんね。「イシダテクサタチバナ、イシダテアザミの他、多くの希少植物が分布している」というのも入れて、そして次、「植物に対する影響を回避又は本事業の実施により～」へ繋がるというのはどうでしょうか。

(会長)

今、植物の代表的なものを二つあげられましたが、その名称は必要ですか。石灰岩地域特有の植物という表現ではちょっと弱いですか。

(委員)

「多くの希少植物が分布している」を入れたらどうか。

(会長)

石立山は遠く離れているため影響はないでしょう、と。ただし石立山を影響範囲としているわけですから、もしそうするのであれば、それらの記載を入れてくださいねということを指摘しておけば良いと思うのですがいかがでしょう。

(委員)

石立山の植物群落というのは四国自然管理局に指定されたんです。ですから、これだけ石立山の植物がいっぱい記載されているのでそういうのを入れなければ配慮書の値打ちが半分になってしまいます。

(会長)

それでは、今の内容については、各論に入れていただくということですね。各論の(1)騒音及び低周波音による影響については、那賀・勝浦のものと基本的に同じような文章でよろしいですね。

続きまして(2)希少生物・生態系に対する影響についてですが、②の植物については、先程、委員さんからの石立山に関係したの文言を含めるということでした。

(委員)

委員が指摘された、動物に対する影響の累積的影響という内容ですが、これはこちらの事業にも必要ではないでしょうか。

(委員)

累積的影響の効果について検証していくというのは入れるべきだと思います。

(会長)

動物の部分ですね。

(委員)

今のところ猛禽類とかがメインになってくると思います。

(会長)

何か良い文言はありますか。

(委員)

あまり細かく言う段階でもないと思いますので、累積的な影響について配慮してくださいというような、先程の事業と同様の内容が良いと思います。

(委員)

動物のところで、上から5行目に「サンショウウオ類、ミドリシジミ類等の昆虫類等」とあり「等」が並ぶんですが、昆虫類のところで「類」となってますので、後ろの「等」は削除していただけたらと思います。

(会長)

次に、(3)水環境と人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響ですが、いかがでしょうか。

(委員)

那賀・勝浦の事業と違って、「水環境に対する影響と人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響」を「①水環境に対する影響」と「②人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響」とに分けて書いてあるのは何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

こちらの事業につきましては、海部川あるいは轟の滝という、明確なものがございましたので、あえてそれぞれ分けて書かせていただいたということになります。

(委員)

海部川への影響が想定されますが、同じように那賀川についても事業実施想定区域にかかってくるので、那賀川への影響も含めた内容に変えていただきたいと思います。海部側の方が轟の滝などすごく近いところにあるので注目して書かれているのですが、事業是那賀川流域と海部川流域の両方にまたがっているため、那賀川の方も同じように水環境への影響を考えなくてははいけません。文言はお任せするので、那賀川への影響にも配慮しなければいけないという内容を入れていただければと思います。

(委員)

両事業とも、大型哺乳類という項目がありますが、単に大型哺乳類とするとちょっと漠然としている印象があります。ツキノワグマが非常に重要な動物として注目されており、保護活動もあると思いますが、そのツキノワグマという名前をここに載せることはできないでしょうか。

(会長)

ツキノワグマの生息は確認されてるのでしょうか。

(委員)

クマの団体から、意見書が出てると思いますが、私がざっと確認見たところでは、直接的には確認されてるエリアではないようです。ただし、今後クマの生息地を広げていくという将来の望みがあり、その周縁部になるわけですから、事業計画区域はツキノワグマの

生息が確認されているところのちょっと外側ということですから、そういう意味では、今後は当然外側のエリアも生息数を増やさないといけないので、ツキノワグマへの配慮という方向性は必要だと思います。確認は必要ですが、直接的にこのエリアにいたという情報はなかったようには思います。

(会長)

他にございますか。

(委員)

水環境のところですが、那賀・勝浦事業と同じように、流域の思考というのを取り入れていただきたいので、あの(3)の前段階のところですが、「河川への水供給の変化を通して海部川流域」というように、那賀川も那賀川流域という形で入れていただきたいなというふうに思います。

(会長)

事業を行うのは上流部ですけども、実際はその下流まで全部含めてということですね。それは海部川に加えて、那賀川も対象になりますよということで、更に流域という記載を追加するということですね。

(委員)

河川利用者等と「等」で丸めてしまってるんですけども、具体的に言うと鮎釣りが非常に有名な場所です。河川利用者と言ってもただ水遊びしてる人にだけ意見を聞いてもらっても困るので、具体的には鮎釣り、溪流釣り、また河口部分は日本有数の波が立つ場所でサーフィン愛好者も対象にしてほしいと思います。土砂の変化や水の濁りの影響ということで、鮎釣り、溪流釣り、サーフィン愛好者を括弧でまとめて入れて欲しいと思います。それは先程の流域の視点で言えば、具体的にはそういうレジャー関係という形になっていくと思います。

(会長)

委員の意見としては、河川利用者の後に括弧で鮎釣り、溪流釣り、サーフィン愛好者というのを入れたらどうかということですね。溪流釣りと鮎釣りと何が違うのでしょうか。

(委員)

鮎は溪流にいないですね

(委員)

春先の3月ぐらいから4月、5月ぐらいまでは溪流釣りを多くの人が楽しみますが、鮎釣りの解禁というのは大体6月とか7月です。溪流よりも少し下流域での鮎釣りが盛んになります。海部川も那賀川の南川も年間を通じて春は溪流釣り、次に鮎釣りにと、一年の半分以上の期間が多くの釣り人で賑わっている場所です。

(会長)

ありがとうございました。次に、(4)の景観に対する影響ということですが、こちらについては、那賀・勝浦の事業における上勝とはちょっと状況が違うので少し内容が異なっておりますが、御意見はございますでしょうか。

(委員)

第1回審査会の審議等を踏まえると、登山者に対する内容が盛り込まれていないなという印象があります。文言はお任せしますが、「6次産業も含め新たな事業が立ち上がろうとしている地域でもある。」の後ろに、「また登山等の利用もあり自然環境を楽しむ」、「今あるその環境を利用している人たちもいる」といった文言を入れた上で、人の活動には、そういう登山も含まれてくるというものを示しておいた方が良いかなと思います。

(会長)

登山者という文言を入れるということですね。記載については検討させていただきます。

(会長)

次の、(5)の部分、これは先程は土地の改変に伴う災害リスクの増加および自然環境に対する影響ということにしたんですが、ここもそういうふうに修正させていただくほうがよろしいでしょうか。それでは、同様に修正したいと思います。併せて年平均降水量を平均年降水量へ修正したいと思います。それ以外に御意見ありませんか。

(委員)

先程の那賀・勝浦事業の方も併せて直して頂ければと思うのですが、4ページの上から2行目ですか、1行目から2行目にかけて「土砂崩落・土石流誘発のリスクを増大させ」とありますが、可能でしたら「洪水流量の増加」というのも入れておいてください。

(会長)

それでは、最後のところで、住民等への説明にかかる内容を追加すべきかというところですが、これについては那賀・勝浦事業のものと同じものを入れさせていただくことでよろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、全体をとおして御意見がございましたらお願いします。

(委員)

前回欠席しておりましたので、その時に議論があったら申し訳ないのですが、今回の資料を拝見して、想定区域の自然環境との位置づけということで、多くの委員から資料を作って頂いていたところです。今回の配慮書にはミスも多いということで、今日も専門家の皆さんの意見を聞いていると、なかなか私の今持っている力だけで判断できないところも多いと感じております。そこで、天神丸風力発電事業の審査の際にもあったんですけども、今後の事を考え、専門委員を設置するっていうのはどうかなと思います。いろんな専門の

方に話に加わっていただき、内容が正しいのかどうかって事を少し見てもらえるような機会も設けた方が良くはないかというふうに思ってるんですけども、皆さんいかがでしょうか。

(会長)

前回から出てるんですが、どのタイミングで設置するかという話なんですね。配慮書が出てきたタイミングか、それとも方法書が出てきた段階で設置するか、あるいは事前に設置するかまあそこら辺の議論があると思うんですけどね。

(委員)

委嘱の作業等いろいろ時間がかかるようなということでした。

(会長)

まず、この審査会で「専門委員会を設置します。メンバーはこうです。」ということを決めることから始めることになると思います。ということは、まず設置を決めてから、委員も選んで、その後委嘱ということになりますから、ちょっと時間かかることになりますね。それについては、今後検討させていただくということによろしいですか。

(委員)

全体に対する意見なのですが、今回、特に事実誤認などがあり、また先程委員がずっと言われていたように、提示されているものを的確に判断して意見を言うということであれば、提示されたものが間違っている、意見を作らなくてはならないということになります。

事務局、県としては、環境影響評価の審査の手続きで、例えば再提出をすとかそういうことがルール上できないという事を言われると思うのですが、今回のようなことが起きた場合、審査会として、議論しても意味があるのかないかわからないような状況になってしまいます。ここまでなってくると、流石に本質的に問題だと思えます。今回の審査会の意見の取りまとめとはまた別ですけど、こういった出された配慮書の事実誤認や資料収集の不備など、信頼性が極めて低い場合、実際この審査会の答申を受けた県知事が出す意見の中身にもすごく影響があると思われる。今回のような事例をあげて、経産省や環境省に環境アセスメントの手続きに関して、例えばあまりに不備が多い場合は審査会の中で議論して、配慮書を再提出させるとかそういったことを検討してもらえないかぐらいの意見は、県の方から伝えていただきたいと思えます。他の委員の皆様はどうでしょうか。

(委員)

プロセスを踏んでそういう意見を出していくかというのは難しいかもしれないですけども、ただ言わないと何も変わらないと思えます。たとえ変わらなくても言い続ける。我々も本当は信頼できる資料をもって、環境に与える影響や危険性がどれくらいなのかということ冷静に判断したいのですが、その土俵に乗る前の状態ですので。それも限られた日数の中で、二つの案件を3時間づつ、2回の審査会で考えるという無茶苦茶なスケジュール

ールになりますので。スケジュール感も含めて、ちょっとしっかり考えていかないと本当に全ての人にハッピーな事業にはならないんじゃないかっていうふうに思います。何か機会があれば徳島県の声として、「手続きについて考えないといけないのではないか。」という意見を是非伝えて欲しいなと思います。

(委員)

その話についてですが、それを県にしてくださいっていうのは多分できないという話になってしまうかなと思います。もしそれを委員会の意見として言うのであれば、知事への答申の中にもそういうことを入れないといけないんじゃないかなと思います。法や条例とかで定められているルールの中で、この審査会が直接言っていく制度も確立されていないので、委員会でこういう意見があるというのが、知事への答申として出され、その後知事がそれをどうするかという話に形式的にはなるんだろうと思います。

(会長)

配慮書に対する意見に付加するということですか。

(委員)

こういう議論がなされましたというのは議事録には残るかもしれませんが、多分、伝わらないと思います。また、県に言っても、いろんな制約があると思いますので。そういう意見が出ましたということは、もうそこで終わってしまうと思いますので、そういうことを言いたいということであれば、配慮書に対する意見として付加する形じゃないとどこにも出ないんじゃないかと思うんですけどどうですかね。

(委員)

風力発電事業には賛成です。徳島のすばらしい自然、生態系の保全というのはその一段上にあると思うのです。石立山に拘りますが、この配慮書の中に、地図に一か所載っているだけ。きちんとした配慮書をつくってみんなが納得できるようにしてほしい。

(会長)

一番最初に説明していただいたこの環境影響評価の手続きフローなんですけど、これで配慮書が送付された場合、いろいろな意見が出てきて、その後知事意見は事業者に行くんですね。ですから、委員さんの御提案を答申に入れたとしても事業者には意見がいかないということになります。それとは別に、審査会としては不正確な配慮書に対してどうすればよいのかというのを経産省や環境省へ意見するというルートしかないと思われれますが。

(委員)

それはそうだと思うのですが、審査会での意見をどこかに形として残す必要があるのではと思うのです。今、ここで県の職員の方へお願いしても、ルールにない以上、そんな無理な話になってしまうと思いますので、どこかに委員会の意見として残すのであれば、例えば先程まとめた知事への答申に付加するなどしておかないと、経産省や環境省などに伝



わらないのではないかなと思っただけです。資料として残しておくことで、こういう意見が出ましたというのを言っていく時に資料として添付することもできますので。

(会長)

そういう意見を言っていくルートはあるんでしょうか。

(事務局)

環境影響評価の手続きについてですが、当初、配慮書の手続きはなく、方法書から始まっていくものでした。ただ方法書から始まるとなると、事業の枠組みというのがある程度決まっている状態からということになります。そこで計画の立案段階、つまり事業者が、この辺りでこういったことをやりたいなというところの事業計画の検討段階で、いろんな意見を聞いて、事業者にその意見を伝えて、それを反映してより良いものを作っていただくことを目的として、配慮書の手続きが追加されたものです。一番最初の段階ということで、配慮書は既存のデータを集めて作成しているものなので、なかなか不十分な部分はあるかと思うのですが、手続き本来の姿としては、ここで頂いた意見を十分に活かして、事業者に次の方法書の段階で、より明確にきちんとしたものをつくっていただくという目的のものだというふうに考えております。

(委員)

何度も繰り返し言いますが、そもそも質がひどいんじゃないですか。そこが問題になってるわけですね。

(委員)

今回の審査案件とは別に、審査会のあり方として、正確な内容のものを提出していただかないと十分な審査ができないと、環境アセスのあり方として別途意見を出されてはどうでしょうか。我々は知事に委任されているわけなので、今回の知事への答申に盛り込むのではなく、今後より適切な審査をするために必要なものであるとして、知事へ何かできないかというような意見を出されてはどうでしょうか。

(会長)

何か形として残さないと、それでは埋もれてしまうんじゃないんですかというのが委員さんの意見ですね。

(委員)

今、委員のおっしゃったようなところで良いと思います。

(委員)

今、別の意見で出すという話がありましたけども、この答申の一番下に、付記として「内容が悪いので審査が難しかった」みたいなことも書いておいたらどうでしょうか。

(会長)

答申の最後の部分に、配慮書に不正確な記載があり、審査に支障がありましたということ  
を付記するという事によろしいでしょうか。文言につきましてはお任せいただきた  
いと思いますが、そういうことでご異論ございませんか。では、そういうことで取りま  
とめて答申をさせていただきます。

他に御意見等はないようですので、以上で本日の審議を終了させていただきます。

時間が少し超過いたしましたけれども、これをもちまして第2回徳島県環境影響評価審  
査会を終了いたします。どうもありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。宜しく願いいたします。

(副部長あいさつ)

<審査会終了>